

寄附金の指定納付受託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により, 指定納付受託者として指定したので, 同条第2項及び伊丹市会計規則第14条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月 20 日

伊丹市長 中 田 慎 也

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
アマゾンジャパン合同会社  
東京都目黒区下目黒1丁目8-1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
寄附金
- 3 指定日  
令和8年4月20日